

事業者各位

枚方市財務部総合契約検査室契約課長

平成 29 年度 入札・契約制度の改正等について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

平成 29 年度についても、建設工事における単価契約の最低制限価格の導入など入札・契約制度の改正を行います。

ついては、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

なお、事業者が事前に設計金額や予定価格等を探る行為などに関しては、これまでも厳正に対応してきたところですが、公正な入札・契約を阻害するような行為に関しては、公正取引委員会及び警察当局への通報や指名停止措置等の措置を行うなど、今後も引き続き厳正な対応を図ってまいります。

記

1. 改正内容

(1) 建設工事の単価契約における最低制限価格の導入について

建設工事の単価契約（小規模工事を除く）におけるダンピング受注を防止し、工事の品質の確保を図るため、一般競争入札・指名競争入札と同様に最低制限価格を導入するものです。

【最低制限価格の積算方法】

建設工事における単価契約の最低制限価格の算出については、下記の計算式により算出した総合計金額とする。

- ① 各工種の単価に予定数量を乗じて得た額の直接工事費の合計額に 100 分の 95 を乗じて得た額
- ② 各工種の単価に予定数量を乗じて得た額の共通仮設費の合計額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ③ 各工種の単価に予定数量を乗じて得た額の現場管理費の合計額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ④ 各工種の単価に予定数量を乗じて得た額の一般管理費の合計額に 100 分の 55 を乗じて得た額

ただし、その額が予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額を超える場合は当該 100 分の 90 を乗じて得た額とし、100 分の 80 を乗じて得た額に満たない場合は 100 分の 80 を乗じて得た額とする。

当該額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(2) 建設工事の契約単価の決定方法について

建設工事の単価契約において、適正な契約単価による履行の確保を図るため、建設工事の契約単価の決定方法を変更するものです。

	改正後	現 行
契約単価の決定方法	<p>○落札者の決定</p> <p>本市設計の予定価格（総額）と見積総合計金額を比較し、本市設計の予定価格（総額）以下、最低制限価格（総額）以上の金額を提示した事業者のうち、最低金額の事業者を落札決定とする。</p> <p>○契約単価の決定</p> <p>落札者から提示された見積総合計金額を本市設計の予定価格（総額）で除して算出した落札率を、本市設計の予定単価に乗じた額を契約単価とする。</p> <p>※本市の設計における予定価格（総額）に対する予定単価の比率（※按分率）については、発注時に公表するものとする。</p>	<p>○契約単価の決定</p> <p>各事業者の見積総合計金額のうち、最低金額の事業者から提示されたそれぞれの見積単価と本市設計の予定単価を比較し、見積単価が予定単価を超えている場合は、その単価について価格協議を行う。</p> <p>価格協議が予定単価の範囲内で整えば、当該事業者が落札決定となる。</p>

※ 予定価格：各工種の予定単価に予定数量を乗じて得た額の総額

2. 実施時期

平成29年4月1日

以 上

～ お知らせ ～

1. 平成29年度小規模工事参加申請の受付予定について

- ・平成29年6月初旬 : 総合契約検査室ホームページにて要領等公表
- ・平成29年6月中旬 : 参加申請受付開始
- ・平成29年7月1日 : 契約締結日

なお、上記日程は予定です。(契約期間:平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)

2. 平成30・31年度建設工事競争入札参加資格申請の受付予定について(更新登録)

(有効期間:平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)

- ・平成29年9～10月頃: 総合契約検査室ホームページにて要領等公表
- ・平成29年10月頃: 参加資格申請受付開始(市内・準市内業者)
- ・平成29年11月頃: 参加資格申請受付開始(市内・準市内・その他業者)

なお、上記日程は予定です。有資格者名簿の更新登録であり、有資格者名簿登載者においても新たに参加資格申請が必要となりますので、遺漏のないよう手続きをお願いします。

3. 平成29・30・31・32年度物品購入及び業務委託(その他委託・建設コンサルタント)競争入札参加資格申請の受付予定について(補充登録)

(1) 第1回目(有効期間:平成29年10月1日から平成33年3月31日まで)

- ・平成29年5月頃 : 総合契約検査室ホームページにて要領等公表
- ・平成29年6月頃 : 参加資格申請受付開始(市内・準市内・その他業者)

(2) 第2回目(有効期間:平成30年4月1日から平成33年3月31日まで)

- ・平成29年9～10月頃: 総合契約検査室ホームページにて要領等公表
- ・平成29年11月頃 : 参加資格申請受付開始(市内・準市内・その他業者)

なお、上記日程は予定です。また、有資格者名簿の補充登録であり、有資格者名簿登載者においては新たな参加資格申請は不要です。